

令和7年度茨城県地域少子化対策重点推進事業実施要領

1 趣旨

少子化の進行は、結婚、妊娠・出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、高齢化の進行と相まった人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く影響し、経済社会の持続可能性を危うくするという点で、大きな社会的課題となっている。

令和7年度茨城県地域少子化対策重点推進事業（以下「本事業」という。）は、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、県が行う少子化対策の取組を推進し、市町村が行う少子化対策の取組を支援するものである。若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために、地域の実情・課題に応じて自治体が実施する取組を重点的に支援することで、地域における少子化対策の推進に資するものとする。

2 事業構成及び事業内容

地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するために県（市町村）が実施する別記1に掲げる各事業メニューのいずれかの項目に該当する事業を実施、支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、市町村が、新規に婚姻した世帯を対象に行う別記2に掲げる結婚新生活支援事業を支援することとする。また、県及び市町村が本事業を実施することにより、地域の実情・課題に応じた少子化対策を行うものとする。

本事業の実施に当たっては、「こども大綱」及び「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）の趣旨を踏まえた対応を行うこととする。また、県及び市町村における少子化対策全体の中において、その事業がどういった位置付けにあるかを明らかにし、効果検証のためのKPI（重要業績評価指標）を設定することが求められる。

3 実施方法

本事業は、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

（1）別記1の事業

ア 本事業の実施に先立ち、県は実施計画を策定し、市町村は、県が提示する手順に沿って実施計画を策定するものとする。

実施計画には、令和7年度茨城県地域少子化対策重点推進補助金交付要項（以下「交付要項」という。）別紙様式第1により、（ア）個別事業名、

（イ）所要見込額、（ウ）実施期間、（エ）自治体における少子化対策の全体像及びその中の個別事業の位置付け、（オ）個別事業の内容、（カ）少

子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、（キ）参考指標、（ク）個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、（ケ）その他必要事項を記載すること。

なお、県及び市町村は、実施計画の策定に当たって、経済団体、自治会連合会等住民を代表する者など、幅広い関係者の意見に配慮するものとする。

注) (カ)「少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、本事業のEBPMのアウトカム指標も踏まえ、県（市町村）の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を、達成予定期限を含め記載すること。

(キ)「参考指標」には、県（市町村）の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

(ク)「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、本事業のEBPMのアウトカム指標及び県（市町村）における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業のKPI及び定量的成果目標を設定し、達成予定期限を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

イ 県は、自ら策定した実施計画及び市町村が策定した実施計画をこども家庭庁に提出し、実施計画の内容及び事業実施についてこども家庭庁と協議すること。また、県及び市町村は、協議を経た実施計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

ウ こども家庭庁は、県及び市町村の策定した実施計画の承認に当たり、あらかじめ当該個別事業について、国のEBPMも踏まえ、実施計画が地域の実情・課題に対応して高い効果が見込まれるものとなっているか、結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組に当たっては、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」（平成29年12月26日内閣府子ども・子育て本部統括官決定）及び「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」（令和3年3月25日内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）決定）の内容に沿ったものとなっているか等に関し、十分に精査するとともに、必要に応じて外部有識者の審査を経るものとする。

エ 県及び市町村は、必要がある場合には、こども家庭庁と協議の上、実施計画を変更することができる。この場合、変更後の実施計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

オ 本事業の実施に当たり、県及び市町村は、地域における少子化対策の推

進に資することを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

(2) 別記2の事業

ア 本事業の実施に先立ち、市町村は実施計画を策定するものとする。

実施計画には、交付要項別紙様式第1により、(ア) 個別事業名、(イ) 所要見込額、(ウ) 実施期間、(エ) 自治体における少子化対策の全体像及びその中の個別事業の位置付け、(オ) 個別事業の内容、(カ) 少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI) 及び定量的成果目標、(キ) 参考指標、(ク) 個別事業の重要業績評価指標(KPI) 及び定量的成果目標、(ケ) その他必要事項を記載すること。

注) (カ)「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI) 及び定量的成果目標」には、本事業のEBPMのアウトカム指標も踏まえ、市町村の少子化対策全体のKPI 及び定量的成果目標を、達成予定期限を含め記載すること。

(キ)「参考指標」には、市町村の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

(ク)「個別事業の重要業績評価指標(KPI) 及び定量的成果目標」には、本事業のEBPMのアウトカム指標及び県(市町村)における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業のKPI 及び定量的成果目標を設定し、達成予定期限を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

イ 県は、市町村が策定した実施計画をこども家庭庁に提出し、実施計画の内容及び事業実施についてこども家庭庁と協議すること。また、県及び市町村は、協議を経た実施計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

ウ 県及び市町村は、必要がある場合には、こども家庭庁と協議の上、実施計画を変更することができる。この場合、変更後の実施計画を、交付決定後、速やかに公表すること。

エ 本事業の実施に当たり、県及び市町村は、地域における少子化対策の推進に資することを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

4 実施主体

(1) 別記1の事業

ア 実施主体は、県又は市町村とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

イ 県又は市町村は、地域の実情・課題に応じ、当該県又は市町村が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。

この場合において、事業の実施主体はあくまでも県又は市町村であるこ

とから、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。その際、結婚等は個人の自由な意思に基づくものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与える内容になっていないかなど、事業が「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」の内容に沿ったものとなっているか留意すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

ウ 県又は市町村は、地域の実情・課題や今後の取組体制の構築等を勘案し、特段の事情がある場合には、補助事業（助成金、奨励金その他の金銭を給付する事業を含む。以下同じ。）により実施することができる。その際には、補助事業により実施する必要性につき実施計画に記載すること。また、6（1）オの規定を準用すること。

（2）別記2の事業

実施主体は、市町村とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

5 事業実施期間

本事業は、交付決定年度末までに事業を完了することとする。

6 事業実施に当たっての留意点

（1）別記1の事業

ア 本事業の実施に当たっては、「こども大綱」及び「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえるほか、下記（ア）の基本的な考え方に対するとともに、取組に応じて、下記（イ）又は（ウ）にそれぞれ十分留意すること。

（ア）基本的な考え方

- a. 性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えることがないよう、男女共同参画担当部局など関係部局と広く連携するほか、必要に応じて有識者の助言を得るなどの措置を行うこと。
- b. 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。
- c. 結婚を希望する者が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。
- d. 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。
- e. 本事業の実施に当たり、個人情報を取得する場合には、「個人情報の

保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）、その他関係法令を遵守し、取扱いには十分に注意すること。

(イ) 自治体が取り組む場合のその他の留意点

- a. 企業・団体・学校等やその従業員等への特定の価値観の押し付けとならないよう留意すること。
- b. 企業・団体・学校等の取組は、取り組まないことも含めて、あくまで自主的な判断によるものであって、取り組むか否かによって企業・団体・学校等が不利益を被ることがないことを明示すること。
- c. 取組に当たって留意すべき点について、自治体の担当者向けに定期的に研修を実施するなど、その周知の徹底を図ること。
- d. その他、事業内容に応じてこども家庭庁が提示する留意点を踏まえて実施すること。

(ウ) 企業・団体・学校等が取り組む場合のその他の留意点

- a. 企業の実情（立地、男女比、職場環境等）は多様であり、企業が支援に取り組むに当たっては、「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎む前提で、自社において実施可能な範囲を判断する必要があること。
- b. 取組に当たって留意すべき点について、企業・団体・学校等の担当者向けに定期的に研修等を実施するなど、その周知の徹底を図ること。
- c. 社内に設けられたセクシュアルハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ること。
- d. 取組に当たっては、企業が進めているダイバーシティ（多様性）経営と相まって進めていくことが重要であること。
- e. その他、事業内容に応じてこども家庭庁が提示する留意点を踏まえて実施すること。

イ 事業の実施計画の策定に当たっては、交付決定年度終了時に、各自治体において少子化対策全体の効果検証を行うことを見据え、本事業終了後も引き続き実施できるよう、他の結婚支援等の少子化対策に関する制度や予算の活用等も視野に入れ、長期的展望に立った検討を行うこと。

ウ 民間で類似の事業を行っている場合には、当該事業との連携を図るなど、民業圧迫とならないように留意すること。

エ 所要額の算定に当たっては、こども家庭庁が別に定める費用の範囲内で各県又は市町村の財務規則等に定める謝金等の単価を使用するとともに、財務規則等に単価の定めのない費用を算定する場合には、複数の者から見積書を徴する、標準価格を調査するなどにより、適正に所要額を算定すること。

オ 本事業の対象経費についての留意点（事業内容に応じてこども家庭庁が提示する留意点を除く。）は、下記のとおりである。

- (ア) 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とするが、この事業が交付決定年度末までの事業であること等に鑑み、職員の人事費（事業に伴う会計年度任用職員の人事費を除く。）は、対象としないこと。
- (イ) (ア) と同様の理由から、備品購入については真に必要と認められる場合のみ対象とし、事業の実施に当たって備品を活用する際は、まず、リース・レンタル等、購入によらない方法を検討すること。
- (ウ) 施設整備に要する経費は対象としないこと。
- (エ) 個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は対象としないこと。
- (オ) 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業に要する経費は対象としないこと。

(2) 別記2の事業

本事業の対象経費についての留意点（事業内容に応じてこども家庭庁が提示する留意点を除く。）は、下記のとおりである。

- ア 対象経費は、事業の実施により、新規に婚姻した世帯に対し直接給付した経費とし、事業を実施する関係行政機関の人事費等は、対象としないこと。
- イ 「結婚祝い金」等の使途を限定しない給付は対象としないこと。
- ウ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業に要する経費は対象としないこと。

7 事業の検査等

- (1) 知事は、事業の適正を期するため必要があるときは、市町村に報告を求め、又は県職員に事業現場に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 知事は、(1)の調査により、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、交付要項又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、市町村に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を行うことを命ずることができる。

8 事業の事後評価

本事業の事後評価については、別に定める様式により、事業の実施主体である県又は市町村が作成する。なお、市町村の長から知事への報告期限につ

いては、別に定める。

9 事業の中止

本事業が下記のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 7 (2) の規定により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

別記1 地域少子化対策重点推進事業

第1 事業構成

地域少子化対策重点推進事業の構成は、次のとおりとする。

1 ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

(1) 一般メニュー

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

イ 若い世代の描くライフデザイン支援

ウ 結婚支援事業者との官民連携型結婚支援

エ A I を始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携

オ 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

2 結婚支援コンシェルジュ事業

3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

(1) 一般メニュー

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

イ 地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成

ウ 育児休業取得と家事・育児分担の促進

エ 子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進

オ I C T 活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

第2 事業内容

1 ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

(1) 一般メニュー

ア 地域における結婚支援の中心的役割を果たす施設（以下「結婚支援センター」という。）の開設・運営、結婚支援センターにおけるマッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組

イ 各地域において結婚支援を行うボランティア等（マリッジサポートー等）の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組

ウ 出会いの機会・場の提供によって、結婚を希望する者の新たなマッチングの可能性を創出するための取組

エ その他、各地域において、若い世代の描くライフデザインの実現や、結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組（重点メニューに該当

するものを除く)

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

複数の自治体の連携により、総合的なライフデザイン・結婚支援を広域的に実施する取組のうち、下記の要件を満たすもの。

(ア) 複数の自治体により構成されるライフデザイン・結婚支援その他の少子化対策に関して地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という。）を設けること。

なお協議会等を設けるにあたり、既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。

(イ) 協議会等を構成する自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口に設置するのみの取組などは「実質的な協働」があるとは認められない。

イ 若い世代の描くライフデザイン支援

将来の様々なライフイベントに対応できる知識・情報（結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等）を習得するセミナーやワークショップを実施したり、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換などを通じて結婚・子育てに対する理解を深めたりすること等により、若い世代が希望を持ってライフデザインを描けるように支援する取組

ウ 結婚支援事業者との官民連携型結婚支援

結婚支援の専門的な知見を持つ民間の結婚支援事業者（結婚相談所、仲人、マッチングアプリ等）と自治体が連携することにより、相互の利点を活かして結婚を希望する若い世代のニーズを踏まえた結婚支援を推進する取組のうち、下記の要件を満たすもの。

(ア) 連携する結婚支援事業者について、例えば第三者機関の認証を受けている等により、利用者の安全が十分に確保されていることを確認すること。

エ A I を始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携

自治体の結婚支援センターなどで使用するマッチングシステムについて、利用者のマッチングの可能性を高めるため、A I の活用等によって機能の高度化を図る取組や、他の自治体のマッチングシステムと連携する取組

オ 地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」（令和6年3月こども家庭庁）又は自治体独自の育成プログラムに沿った研修等により、結婚支援ボランティア等を計画的に育成する取組や、結婚を希望する者のニーズに応えるため、結婚支援ボランティア・事業者等による切れ目ない伴走型結婚支援を実施できる体制を構築する取組

2 結婚支援コンシェルジュ事業

県に、結婚支援の専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、下記を実施することにより、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化する取組

- (1) 管内市町村、結婚支援センター、企業・団体・学校等への訪問及び現状把握
- (2) 管内市町村等の関係先が実施するイベント、セミナー、広報への助言・立会等による協力
- (3) 管内市町村等の関係先との情報共有
- (4) 結婚支援事業を未実施の管内市町村への働きかけ
- (5) その他、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援するとともに、国・自治体・地域の連携を強化するために必要と認められる業務

3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

(1) 一般メニュー

各地域において、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組（重点メニューに該当するものを除く）

(2) 重点メニュー

ア 自治体間連携を伴う取組

複数の自治体の連携により、総合的な結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成を広域的に実施する取組のうち、要件（第2の1(2)アの要件を準用する）を満たすもの。

イ 地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成

社会を構成する多様な主体がそれぞれの立場で結婚・子育てを応援していく姿勢を持ち、地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成を図るために、結婚を希望する者や子育て世帯に対する応援を、多様な主体を巻き込

みながら実施する取組

ウ 育児休業取得と家事・育児分担の促進

育児休業を取得しやすい環境の整備と、夫婦の家事・育児分担を促進するため、企業や当事者に対する気運醸成や意識改革等を図る取組

エ 子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進

ワーク・ライフ・バランス等の観点から、子育てと仕事の両立、多様な働き方を可能とする業務・経営改革などを促進する取組や、これらを希望する者と推進している企業のマッチングを図る取組

オ I C T活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

地域の実情・課題に応じてこれまで行ってきた結婚に対する取組や、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組などの少子化対策について、その影響や効果を再点検し、翌年度以降の効果的な事業の実施につなげる取組

別記2 結婚新生活支援事業

第1 事業構成

結婚新生活支援事業の構成は、次のとおりとする。

- 1 結婚新生活支援事業（一般コース）
- 2 結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）

第2 事業内容

- 1 結婚新生活支援事業（一般コース）

新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越し費用に関する支援

（1）対象となる費用

ア 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用であって、それぞれ下記の要件を満たすもの。

（ア）婚姻に伴う住宅取得費用

- a. 市町村への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、取得した住宅の住所となっていること。
- b. 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ）より前に取得した住宅にあっては、婚姻を機として取得した住宅であって、その取得日が婚姻日から起算して1年以内であること。

（イ）婚姻に伴う住宅リフォーム費用

- a. 市町村への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、リフォームした住宅の住所となっていること。
- b. 工事請負契約書、請書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻を機としてリフォームした住宅であって、そのリフォーム日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- e. 婚姻を機に住宅をリフォームした際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新

等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に関する工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に関する工事費用については対象としない。

(ウ) 婚姻に伴う住宅賃借費用

- a. 市町村への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、賃借した住宅の住所となっていること。
- b. 賃貸借契約書等により契約内容を確認できること。
- c. 交付決定年度4月1日から市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- d. 婚姻日より前に賃借した住宅にあっては、婚姻を機として賃借した住宅であって、その賃借日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- e. 婚姻を機に住宅を賃借した際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。

ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、対象となる費用から当該住宅手当に相当する額を控除する。

イ 婚姻に伴う引越費用であって、下記の要件を満たすもの。

- (ア) 市町村への申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、引越後の住宅の住所となっていること。
- (イ) 交付決定年度4月1日から市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること。また、支払った額を領収書等により確認できること。
- (ウ) 婚姻日より前の引越にあっては、婚姻を機とした引越であって、その引越日が婚姻日から起算して1年以内であること。
- (エ) 婚姻を機に引越した際に要した費用のうち、引越業者、運送業者等への支払いに関する実費であること。

(2) 対象となる世帯

ア 新規に婚姻した世帯（交付決定年度の前年度1月1日以降で、結婚新生活支援事業を実施する市町村が定める日から市町村の事業終了日までの間に、婚姻届を提出した又は受理された夫婦をいう。以下同じ。）であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ下記（イ）により算出した世帯の所得が500万円未満であるもの。

ただし、夫婦の双方又は一方が、過去に結婚新生活支援事業による補助を受給したことがある場合（他の地方自治体で補助を受給したことが

ある場合を含む) は、補助の対象としない。

(ア) 新規に婚姻した世帯及び夫婦の婚姻日における年齢の確認方法

新規に婚姻した世帯から申請を受けた市町村は、戸籍抄本、婚姻届受理証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により、新規に婚姻した世帯に該当するか否か及び夫婦の婚姻日における年齢を確認すること。

(イ) 世帯の所得の算出方法

世帯の所得は、合計所得金額を明らかにできる市町村長の証明書等をもとに、新規に婚姻した世帯から申請を受けた市町村が定める年の夫婦の所得金額を合算した額とする。

ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っている場合は、夫婦の合計所得金額を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

イ 交付決定年度の前年度に結婚新生活支援事業による補助の決定を受けた世帯（他の自治体で補助の決定を受けた世帯を除く。）であって、その受給額が、当該補助を決定した市町村が定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。

(3) 世帯への補助上限額

ア (2) アに規定する世帯

1 世帯当たりの補助額（分割して補助をする場合は、事業実施期間内の補助額の合算）

(ア) 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円

(イ) 上記以外の世帯 30万円

イ (2) イに規定する世帯

当該補助を給付した市町村が交付決定年度の前年度の1世帯当たりの補助上限として定める額から交付決定年度の前年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

2 結婚新生活支援事業（都道府県主導型市町村連携コース）
一般コースの規定を準用する。

第3 実施要件

都道府県主導型市町村連携コースは、下記（1）から（5）までの内容を全て満たす都道府県における（3）に規定する連携自治体が実施できるものとし、これに該当しない場合は、一般コースとする。

- (1) 県が、結婚新生活支援事業を実施する市町村の面的な拡大方策を策定すること。
- (2) 別記1第2の1（2）ア（ア）に規定する協議会等を設け、原則、管内全自治体が参画すること。また、県においては、少子化対策担当部局に加え、産業労働担当部局（賃上げ、三位一体の労働市場改革、共働き・共育てなどの取組を所管する部局）が参加すること。
- (3) 県が、地域少子化対策重点推進事業（重点メニュー及び結婚支援コンシェルジュ事業に限る。）の中から2つ以上の取組を実施し、結婚新生活支援事業を実施する市町村と連携すること。
- (4) 県が、（3）に規定する連携自治体の協力の下、結婚新生活支援事業の認知度向上のための広報を実施すること。
- (5) こども家庭庁が実施する事業の実施状況に関する調査等（フォローアップ）に協力すること。

第4 実施留意点

- (1) 市町村は、結婚新生活支援事業の実施に必要な事項に関する要綱を策定すること。
また、受給者に対してアンケート協力を依頼すること。
- (2) 対象となる費用、世帯及び補助上限額は、市町村が独自に追加又は限定することができるものとする。
ただし、追加することに要する経費は、令和7年度茨城県地域少子化対策重点推進補助金の対象としない。
- (3) 新規に婚姻した世帯のうち、やむを得ない事由により要件の一部を満たさない世帯は、県及びこども家庭庁と協議の上、対象とすることができまするものとする。